

国際交流基金日本語パートナーズ派遣事業  
大学推薦特別プログラム 2022 年度募集要項

1. 趣旨

2013 年 12 月に東京で開催された日・ASEAN 特別首脳会議において、日本政府は ASEAN を中心とするアジアとの文化交流を進めるための新しいアジア文化交流政策「文化の WA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」を表明しました。このプロジェクトを担うため、国際交流基金（以下、JF）は 2014 年 4 月にアジアセンターを設け、芸術・文化の双方向交流と、日本語学習支援を二本柱として事業を展開してきました。JF の組織改編に伴い、2022 年 4 月に「日本語パートナーズ事業部」を新たに設置し、2023 年に派遣する日本語パートナーズを募集します。

日本語パートナーズ派遣事業は、日本語学習支援の中核事業として幅広い世代の人材をアジアの中等教育機関等に派遣し、現地の日本語教師と日本語学習者のパートナーとして、授業のアシスタントや会話の相手役といった活動をするとともに、教室内外での日本語・日本文化紹介活動等を行い、アジアの日本語教育を支援します。同時に、日本語パートナーズ自身も現地の言語や文化についての学びを深め、アジアの架け橋となることを目的とします。

2. 大学推薦特別プログラム

大学推薦特別プログラムは、文部科学省との協議を踏まえて JF が指定する大学（以下、「対象大学」という）が、対象大学の教員養成課程に在籍し、将来、日本国内の小学校・中学校・高等学校の教師となる志を有する学生のうち、日本語パートナーズとしての適性のある学生を JF に推薦するプログラムです。対象大学内で選抜された学生は対象大学から JF に推薦され、JF が書類の確認を行い、文部科学省の協力を得て面接を行います。大学推薦特別プログラムの内定者となった後は、一般募集の内定者と同様に手続きが進みます。

3. 求める人材・適性

日本語パートナーズは、留学や海外旅行とは異なり、現地の日本語教師や日本語学習者のパートナーとして活動します。派遣先の方々と協力しながら活動を行うことが求められるとともに、日本語パートナーズとして公的な活動を行うために派遣されていることを十分にわきまえ、自覚と責任をもって行動できることが非常に大切です。

また、言葉はもちろん、宗教や習慣等も異なる生活環境では、お互いの考え方の相違や困難に直面することもあります。現地の生活や行動様式、文化を学ぼうとする好奇心

に加え、謙虚な姿勢かつ前向きに問題解決に取り組める人物が望ましいです。

- (1) 留学や海外旅行と異なり、公的な活動を行う立場であることを十分にわきまえている
- (2) 派遣先国への関心および基本的な知識を有している
- (3) アジアの人たちとの交流・コミュニケーションに対する熱意をもっている
- (4) 現地教師のサポート役として活動ができる
- (5) 厳しい環境の中でも生活できるバイタリティ・柔軟性・チャレンジ精神がある
- (6) 自助努力の精神、自覚と責任を持ち行動できる
- (7) アジアの社会、文化を学ぼうとする好奇心と謙虚さがある
- (8) 派遣終了後に日本語パートナーズで得た経験を活かす意欲がある

#### 4. 日本語パートナーズの派遣条件

日本語パートナーズは、以下の義務と派遣条件を守らねばなりません。

- (1) JF の定める派遣前研修に全日程参加し、修了すること
- (2) 派遣先の国・地域の法令を守ること
- (3) 派遣先機関の規則を守ること
- (4) 派遣期間中は本事業の趣旨に専念し、滞在を他の目的（宗教的あるいは政治、営利等の目的）に利用しないこと
- (5) 派遣期間中は JF の許可なくして任地を離れないこと
- (6) 派遣期間が終わり次第直ちに帰国し、派遣期間終了後 2 か月以内に行われる帰国報告会に参加すること
- (7) 期日までに活動報告書を提出すること

#### 5. 活動内容

現地との協議を通じて決定しますが、予定されている主な活動は以下の通りです。

- (1) 派遣先機関の日本語教師が行う授業への協力
- (2) 授業の教材作成等への協力
- (3) 授業や課外活動における生徒との交流（日本語での会話、文化活動への協力等）
- (4) 派遣先の JF 海外拠点等が実施する日本語教育事業への協力
- (5) その他、現地の要望に応じて、地域における日本語学習支援、日本文化紹介を通じた交流活動等

6. 派遣先・期および派遣期間・採用枠数（予定）

【タイ 11 期】	2023 年 5 月～2023 年 12 月	採用 2 名（上限）
【フィリピン 10 期】	2023 年 7 月～2023 年 12 月	採用 2 名（上限）
【インドネシア 19 期】	2023 年 8 月～2023 年 12 月	採用 2 名（上限）

※派遣先の都合等により派遣時期・人数が変動する可能性があります。

※日本語パートナーズ個人の事情による派遣期間の短縮、延長および緊急時を除く日本への一時帰国はできません。

※新型コロナウイルス感染症の今後の拡大状況等により事業を中止または変更したり、派遣に際して新たな条件を付したりする場合があります。

7. 各対象大学による推薦人数

派遣先国ごとに 1 名まで、合計 3 名を上限とします。

※被推薦者は、複数の派遣先国を希望する場合、希望順位を付すことができます。

8. 応募要件

以下に掲げる要件をすべて満たしていることが必要です。

- (1) 本事業の趣旨および派遣制度を理解し、日本とアジアの架け橋となる志をもっていること
- (2) 現地の一般的な水準の生活環境（住居、暮らしぶり等）に対応できること
- (3) タイ 11 期・インドネシア 19 期：2022 年 9 月 14 日の時点で、満 20 歳から満 39 歳であること  
フィリピン 10 期：2022 年 11 月 29 日の時点で、満 20 歳から満 39 歳であること
- (4) 日本国籍を有し、日本語母語話者であること
- (5) 応募時に対象大学の学部または大学院に在籍していること
- (6) 対象大学を卒業後、日本国内の小学校・中学校・高等学校の教師となる志をもっていること
- (7) JF が指定する派遣前研修全日程（合宿形式）に参加できること
- (8) タイ 11 期・インドネシア 19 期：日常英会話ができること（英語で最低限の意思疎通が図れる程度）  
フィリピン 10 期：日常生活において英語で円滑な意思疎通ができること（自己評価で中級以上）
- (9) SNS、ウェブサイト等を活用して本事業の広報や活動についての情報発信に協力できること

- (10) 基本的なパソコン操作ができること（Eメールの送受信、簡単な文書や資料の作成、オンライン会議の参加等）
- (11) 過去に日本語パートナーズ（大学連携日本語パートナーズおよび日本語パートナーズ短期派遣、ふれあいパートナーズを除く）として派遣された経験がないこと
- (12) 派遣前研修の開始日の1か月前までに、新型コロナウイルスワクチンの接種を2回以上完了できること

※ 本プログラムで対象となる派遣先国では、入国の要件等として新型コロナウイルスワクチンを接種済みであることが求められています。また、多数の方が参加する対面式の派遣前研修の実施に際し、事前に同ワクチンを2回以上接種済みであることを研修参加の条件とします。なお、接種したワクチンの種類や今後の状況等によっては、3回以上の接種を派遣前研修への参加または派遣の条件とさせていただく可能性があります。

【以下に該当する方は、応募時に各対象大学の担当窓口へ申し出てください。】

- ・ 重国籍の方
  - ・ 2022年12月以降も有効な日本以外の滞在資格、査証（ビザ）をお持ちの方
  - ・ 障がいがあること、性的指向または性自認等により、応募や選考、派遣前研修および本事業の活動や派遣先での生活に不安を感じられる方
- ※ 上記の理由により採否を判断することはありませんが、派遣先の状況により、派遣先の国、派遣先機関等が限定される場合があります。また、手続きに必要であるため、学内選考通過後に提出いただく健康診断個人票および健康自己申告書には、戸籍上の性別を記載いただきます。
- ・ 公用旅券の発給を受けている方、今後受ける予定のある方

## 9. 募集から帰国後までのスケジュール（予定）

学内選考	（各対象大学にて追記） 5月20日（金）学内募集開始 6月17日（金）学内募集締切 6月20日（月）～23日（木）学内書類選考 6月27日（月）～7月1日（金）学内面接選考 7月7日（木）学内選考結果通知
JFによる面接	2022年8月29日（月）～8月31日（水）のいずれかの日時（オンライン）
選考結果通知	2022年9月中旬までに通知 （意思確認は一週間以内）
派遣の可否判断および派遣前研修合意書の締結	各派遣前研修の1か月前
派遣前研修（約4週間）	【タイ11期】2023年3月～4月 場所：JF日本語国際センター（埼玉県さいたま市） 【フィリピン10期】2023年5月～6月 場所：JF関西国際センター（大阪府泉南郡） 【インドネシア19期】2023年2月～3月 場所：立命館アジア太平洋大学（大分県別府市）
合意書の締結	派遣前研修最終日の前日
派遣期間	【タイ11期】2023年5月～2023年12月 【フィリピン10期】2023年7月～2023年12月 【インドネシア19期】2023年8月～2023年12月
帰国報告会	帰国後2か月以内 場所：JF本部（東京都）

※上記スケジュールは変更の可能性があります。

### (1) オンライン説明会の実施

日 時：2022年5月25日（水）13:30～14:30

申込方法：学務ネット「2023年度日本語パートナーズ大学特別推薦募集（第1回）について」をご確認のうえお申し込みください。

### (2) 学内選考、被推薦者の決定

「3. 求める人材・適性」「8. 推薦の対象となる学生の要件」にしたがって被推

薦者を選出します。選出方法については書類選考及び面接選考とします。

### (3) 応募書類の提出

応募書類（以下ア～オ）を取りまとめ、国際交流センターに提出してください。

ア. 応募用紙（指定様式 5 枚）

イ. 学歴に関する証明書：

学部生：在学証明書 1 通

大学院生：在学証明書 1 通および学士の学位取得が証明できる卒業証明書 1 通

ウ. 推薦状（指定様式）1 通

※応募書類の送付期限（ア～ウ）：2022 年 6 月 17 日（金）

### エ. 健康に関する書類

（ア）健康診断個人票 1 通

（イ）健康自己申告書 2 枚

※ 指定様式にしたがい、各自医療機関で受診してください。検査項目は「海外派遣労働者の健康診断（労働安全衛生規則第 45 条の 2）」の項目を準用しています。

※ 指定様式は、応募書類（ア～ウ）を提出した学生へ 6 月 17 日（金）以降に送付予定です。

※ 提出いただいた健康診断書類等に基づき、JF が業務委託する専門機関による渡航判定を行います。

オ. 新型コロナワクチン接種済みを証明する書類（写し）または接種予定申告書（写し）

※健康書類の送付期限（エ, オ）：2022 年 7 月 1 日（金）

### (4) 応募書類の提出の際の注意事項

応募用紙は内定後に派遣先国の関係機関に提出するものとなります。また、文字や数字が判別できないと連絡を取る際にも対応できません。丁寧に作成願います。

ア. 応募用紙の行を増やしたり減らしたりせず、指定範囲内に収まるように作成してください。応募用紙の「※超過分は別紙」とある項目についてのみ、枠内に書き切れない場合は、超過分を別紙（A41 枚程度）として提出してください。

イ. 戸籍上の氏名を記入してください。（ただし、お送りする書類は常用漢字にさせていただきます場合があります。）

- ウ. 提出書類一式は返却しませんので、必ず被推薦者本人の控えとしてコピーを手元に残しておいてください。
- エ. 提出書類作成、健康診断の受診費用等はすべて被推薦者の負担とします。
- オ. 推薦状については被推薦者をよく知る方をお願いしてください。(親族、JF 関係者、日本語パートナーズ経験者は除く。)

#### (5) JF による面接

応募書類の確認後、JF が文部科学省の協力を得て被推薦者に対する面接を行います。

日時と方式については JF が指定し、8 月 10 日 (水) までにメールで連絡します。

日時：2022 年 8 月 29 日 (月)～8 月 31 日 (水) のいずれかの日時で実施予定

(1 時間程度)

方式：オンラインを予定

※ 面接に係る費用は支給しません。

※ 日時の指定、変更はできません。

#### (6) 選考結果通知

面接選考および健康診断書等に基づく渡航判定の結果を踏まえ、9 月中旬までに被推薦者にメールにて通知します。

なお、採否理由、選考過程等についての問い合わせには一切応じられません。

#### (7) 内定から派遣まで

##### ア. 内定通知等

- (ア) 内定候補者に対して内定通知を行います。その際、「意思確認書」を送付し、内定の受諾または辞退の意思を確認します(一週間以内にご返送頂きます)。
- (イ) 内定を受諾した方は「内定者」となり、渡航のための手続きを開始します。渡航手続きでは、個人事項証明書(戸籍抄本)や各種書類、証明写真等の提出および派遣にかかる文書のやり取りを行います。
- (ウ) 渡航手続き期間中に国外にいる場合であっても、JF からの書類送付先は国内に限ります。また、提出期限の延長等は認められません。
- (エ) 内定者に対しては、派遣前研修開始までに派遣地や派遣先機関に関する情報を提供します。派遣先および派遣先機関は JF が決定し、内定者自身が選ぶことはできません。
- (オ) 派遣先機関によっては、以下の能力・経験等を考慮して配置する場合があります。
  - ・ 現地語の能力
  - ・ 仕事による駐在経験、もしくは留学による滞在経験

- ・日本語教育に関する知識や経験

#### イ. 派遣前研修

派遣前研修は、現地の生活・活動に必要な現地語の習得、任地事情、および現地の日本語教師への協力方法等の知識を身につけるためのものです。合宿形式で行い、約4週間にわたり実施するすべての研修プログラムを修了しなければなりません。忌引きや体調不良等、JFがやむを得ないと判断する事由以外の講義の欠席は認めません。

JFは、研修所までの往復旅費（日本国内の移動のみ）を支給し、宿泊施設および食事を提供します（もしくは食費の一部補助額を支給します）。当該経費以外の費用は自己負担となります。

#### ウ. 内定から派遣までの留意事項

以下に該当する場合には、内定または派遣を取り消しとする場合があります。

- (ア) 内定から日本出発日までの間に、病気、怪我及び体調不良等により派遣先での業務が困難とJFが判断した場合
- (イ) 派遣前のやり取りや派遣前研修を通じて、派遣先での滞在や活動に関する適性が不十分であるとJFが判断した場合
- (ウ) 応募用紙等、提出書類記載内容に虚偽があった場合
- (エ) 推薦大学からの推薦が取り下げられた場合および派遣が認められない場合
- (オ) 派遣先政府により、査証取得や渡航に際し新たな条件が設けられ、その条件を満たさなかった場合
- (カ) 派遣前研修の開始予定日の1か月前までに、新型コロナウイルスワクチンの2回以上の接種完了が確認できない場合

#### 10. 派遣の待遇等

JFの規程に基づき滞在費、往復航空券（ディスカウントエコノミー）、旅費等の支給と住居の提供を行います。

##### (1) 滞在費

【タイ11期】月額110,000円程度（所得税引後）

【フィリピン10期】月額110,000円程度（所得税引後）

【インドネシア19期】月額110,000円程度（所得税引後）

※滞在費は源泉徴収の対象になり、上記はいずれも所得税引後の金額です。

※派遣地の物価、生活水準、為替相場等の状況に応じてJFが定めた額です。



※JF の規程が改定された場合、滞在費の額が増減することがあります。

(2) 住居提供

JF が住居を提供

※日本語パートナーズが手配したり、選択したりすることはできません。

※住居賃料は JF が負担します。

※光熱費、通信費等は日本語パートナーズが滞在費から負担します。

(3) 往復航空券

日本と任地の往復航空券（ディスカウントエコノミークラス）を支給

(4) 赴帰任の際の日本国内交通費

居住地の最寄りの駅から国際空港までの交通費（順路直行）を支給

(5) 赴帰任の際の支度料等

支度料（赴任時のみ）、移転料、着後手当を支給

(6) 業務に必要な教具等

JF が業務上必要と認める教材、機材は現物支給、もしくは貸与

派遣期間中の文化紹介や授業等で必要となる消耗品の購入につき、実費額を支給（上限あり）

(7) 外国語研修手当

派遣期間中の外国語研修手当として月額 15,000 円相当の現地通貨に滞在月数をかけた額を上限として実費を支給

(8) 海外旅行保険

JF が以下の補償内容（予定）の海外旅行保険への加入を手配

傷害死亡保険金	最高 5,000 万円
傷害後遺障害保険金	最高 5,000 万円
治療・救援費用保険金	最高 5,000 万円
疾病死亡保険金	最高 3,000 万円

※既往症（出発前にかかったことのある病気・けが）、慢性疾患、むちうち、腰痛、歯科治療、妊娠、出産、早産または流産に起因した疾病等は保険適用外です。派遣期間中に、保険適用外の疾病、傷害で治療が必要となった場合、医療費は被保

険者の自己負担となります。

※JF は保険会社から実際に支払われる補償額を超える補償は行いません。

#### (9) 派遣前の予防接種費用

派遣先地域でかかるリスクのある病気のうち、JF が指定する種類については渡航前に予防接種を完了することが推奨されます。これら予防接種の費用を一部補助しています。また、内定後の派遣前研修期間中に集団予防接種の機会を設けています。新型コロナウイルスワクチンについては、JF では集団予防接種の機会を設けません。

#### 11. 派遣先国での安全確保および支援体制

海外で生活するにあたっては、災害や治安悪化等の緊急事態に対する準備と「自分の身は自分で守る」という心構えが必要ですが、派遣期間中はJF、日本国大使館・領事館等が連携を取り、各地に派遣されている日本語パートナーズが任地での活動を安全かつ円滑に進められるように支援します。

なお、応募の際にはあらかじめ外務省海外安全ホームページにおいて現地の安全情報を入手、確認してください。

※外務省海外安全ホームページ：<https://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>

#### 12. 派遣の可否判断

日本語パートナーズ派遣事業では、外務省が発表する海外安全情報の危険情報および感染症危険情報レベルや、入国時の制限とその内容（感染症の場合の移動制限等）、現地の医療体制や社会情勢、緊急時の対応状況等の観点から、総合的にJFが判断して派遣を決定しています。

なお、派遣が延期、または中止となった場合も、JFによる経済的な補償はありません。

#### 13. 事業情報の公開

JFは「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）に基づく開示請求がJFに対してなされた場合には、同法に定める不開示情報を除き、提出のあった申請書類等は開示されます。

#### 14. 個人情報の取り扱い

- (1) JF は、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）ほか、各国・地域等の個人情報保護にかかわる法律を遵守し、個人情報を取り扱う際には、適正な収集・利用・管理を行います。JF の個人情報保護への取り組みについては、JF ウェブサイト「個人情報保護への取り組み」(<https://www.jpfi.go.jp/j/privacy/>) をご覧ください。
- (2) 応募の際に提出いただく個人情報は、原則として以下の目的のために使用します。また、以下の利用目的のために必要な JF 内および関係機関・関係者に提供することがあります。
  - ア. 日本語パートナーズの選考
  - イ. 派遣前研修および派遣に係る諸手続き
  - ウ. 本事業改善のための統計データの作成
  - エ. 本事業や JF の他事業に関連する案内の送付
- (3) 行政機関、他の独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人（以下「行政機関等」といいます。）が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用する場合で、かつ、その利用に相当な理由のある場合、本件情報を、行政機関等に対し、利用又は提供する等、法第 69 条第 2 項に基づき、上記（2）に記載する目的以外の目的のために利用又は提供することがあります。
- (4) 本事業に応募された方は、上記の個人情報の取扱いに同意したものとみなします。

#### 15. その他

- (1) JF と日本語パートナーズは、派遣に先立ち合意書を締結し、それに基づき JF は日本語パートナーズに業務を委嘱します。JF と日本語パートナーズは雇用関係にありません。なお、合意書は 2 種類あり、内定受諾後に「派遣前研修に関する合意書」を締結し、派遣前研修修了者と「派遣に関する合意書」を締結します。
- (2) 派遣に際しての市区町村の行政手続きや大学の手続きについては、自身の責任にて関係各所にお問い合わせください。JF が日本語パートナーズにかわって確認や手続きを行うことはありません。親族等からの連絡を含め、JF へのお問い合わせはお控えください。
- (3) 被推薦者本人の申請により、「派遣証明書」の発行が可能です。
- (4) 日本語パートナーズの派遣可否については、日本国政府および派遣先の政府の対応方針や、現地の状況等を総合して慎重に判断します。現段階では、外務省の感染症

危険情報が「レベル 2」または「レベル 3」の場合であっても、派遣できる環境が整っていると JF が判断した場合には、派遣を実施しています。

- (5) 協定内容や推薦実績等については JF のウェブサイト等で公表することがあります。
- (6) JF は帰国後の日本語パートナーズの就職斡旋や生活保障の責任は負いません。
- (7) 出発前および帰国時において、日本および現地にて PCR 検査や、一定期間の隔離等が生じる可能性があります。(PCR 検査および隔離に係る経費は JF が負担します。)

## 16. 問い合わせ先

<学内選考に関する問い合わせ>

愛知教育大学

国際交流センター 担当：北・吉村

電話：0566-26-2178、2179

Eメール：kokusaikoryu@m.auecc.aichi-edu.ac.jp

<その他の問い合わせ>

独立行政法人国際交流基金（JF） 日本語パートナーズ事業部事業第 2 チーム

大学推薦特別プログラム 担当：大須賀・坪井

〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-6-4 四谷クルーゼ 電話：03-5369-6136

Eメール：nihongopartners@jpf.go.jp